

神戸市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付要綱

平成30年4月1日 こども家庭局長決定

(趣旨)

第1条 保育士資格取得者の拡充を図り、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、保育士試験受験のための学習に要した費用に対する補助金の交付等に関して、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成27年3月2日神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。)に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者(以下、「補助対象者」という。)は、保育士試験に合格し、保育士証の交付を受けた日から起算して1年以内に、以下に掲げる施設又は事業のうち、国又は地方公共団体以外が設置したもの(以下「対象施設等」という。)で保育士として新たに勤務する者とする。

なお、雇用保険制度の教育訓練給付等、本事業と同趣旨の事業による助成等を受けている場合は、本事業の対象とならないこととする。

- (1) 児童福祉法(昭和22年法律第164号以下「法」という。)第7条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業のうち、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」(平成26年厚生労働省令第61号)第3章第2節に規定する小規模保育事業A型であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (4) 法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (5) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業であって、法第34条の15第2項の認可を受けたもの
- (6) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園のうち、神戸市一時預かり事業(幼稚園型)運営費補助等に関する要綱に定める長時間預かりを実施する施設
- (7) 認定こども園への移行を予定している幼稚園
- (8) 法第7条第1項に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び法第6条の3第1項に規定する児童自立生活援助事業所(児童福祉法施行規則第36条の4の2第1項第3号に規定する児童自立生活援助事業Ⅲ型を除く)

2 補助対象者は、資格取得後1年以上対象施設等に勤務すること。

(対象経費)

第3条 補助の対象となる費用（以下「対象経費」という。）は、保育士試験受験講座の受講（通信制、昼間、昼夜開講制、夜間、昼間定時制）に要する費用であって、以下に掲げるもの（消費税を含む）のうち、保育士試験の筆記試験日から起算して2年前の属する月の1日までのものとする。

- (1) 当該事業者に対して支払われた入学料（講座実施事業者における受講の開始に際し、当該講座実施事業者に納付する入学金又は登録料）
- (2) 受講料（面接授業料、教科書代及び教材費（受講に必要なソフトウェア等補助教材費含む。））

2 以下に掲げるものについては対象経費とならないこととする。

- (1) その他の検定試験の受講料
- (2) 受講にあたって必ずしも必要とされない補助教材費
- (3) 補講費
- (4) 講座実施事業者が定める期間を超えて受講した場合に必要な費用
- (5) 講座実施事業者が実施する各種行事参加に係る費用
- (6) 学債等将来対象者に対して現金還付が予定されている費用
- (7) 受講のための交通費及びパソコン、タブレット等の器材等

（補助金の算定基準）

第4条 市長は、予算の範囲内において、対象経費の2分の1の額について、15万円を上限として、補助対象者に補助金として交付することができるものとする。

2 前項の規定により算出した補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てることとする。

（交付申請）

第5条 補助金規則第5条第1項に基づき、当該補助金の交付を申請するもの（以下「交付申請者」という。）は、対象施設等における勤務開始後、神戸市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 補助金規則第5条第3項の規定により市長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、以下に掲げるものとする。

- (1) 支出明細書（第2号様式）
- (2) 補助対象者が保育士証の交付を受けた後、対象施設等に勤務することが決定したことを確認できる書類
- (3) 講座実施事業者が発行する対象経費の領収書
- (4) 保育士証の写し

（交付決定通知）

第6条 市長は、補助金規則第6条第1項及び第2項による補助金等の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により交付申請者に通知するものとする。

- (1) 神戸市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付決定通知書（第3号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、補助金規則第6条第3項による補助金等の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって申請者に通知するものとする。

(1) 神戸市保育士試験による資格取得支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式）

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金交付)

第7条 市長は、前条第1項の規定により交付決定通知を行った後、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、補助金規則第19条により補助金等の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、速やかに、その旨を、神戸市保育士試験による資格取得支援事業補助金交付決定取消通知書（第5号様式）により交付申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させることができる。

(関係書類の保存)

第9条 補助対象者は、本要綱に基づき作成又は受領した書類について、作成又は受領した日の属する年度の末日から、5年間保存しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年12月20日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。